

令和8年7月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和8年7月総会

萩市農業委員会総会議事録

7月17日（金） 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第34号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について
議案第35号 非農地判断について
議案第36号 事業計画変更の承認について
議案第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第38号 現況確認書の交付について

○出席委員（15名）

1番 中村 博	2番 横山 喜一郎
3番 三村 浩一	4番 守永 正範
5番 大石 博則	欠席 鈴川 肇
7番 原川 久美子	8番 藤田 芳昭
欠席 矢次 利典	10番 岩本 裕子
11番 中野 恵子	12番 草野 隆司
欠席 原田 知美	14番 金子 哲也
15番 大田 忠男	欠席 品川 民雄
17番 長富 繁美	18番 松田 由美子
19番 片岡 兼雄	

○議事録署名委員

7番 原川 久美子 10番 岩本 裕子

○議 事

事務局長

ただいまから、令和8年7月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、15名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、7番 原川委員、10番 岩本委員
をお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第32号第1項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委
員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1.5kmに位置し、赤丸でお示
した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が畑、
面積の合計は、867㎡です。

●●●から一筋下がった場所になります。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利
の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんで
す。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢により耕作が困
難となり、農業後継者もいないことから、住宅物件とともに不動産
業者を通じて売買を検討しておられました。

この物件を、譲受人の●●●さんが取得されることとなり、双方
合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はございま

せん。農作業従事日数は、１２０日のご予定です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、柑橘やサクランボ、ビワといった果樹のほか、露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在保有機械がないため、今後、必要に応じて鋤や鍬、草刈機などの作業機械を購入されるご予定です。

以上、農地法第３条第２項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第３番 ７月６日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局３名と私とで現地確認を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。１枚目の写真のように、柑橘の木が１０本くらいありました。２枚目の写真ですが、ここは何もありませんが、今まで見た中ではきれいな方じゃないかと思います。柑橘やサクランボ、露地野菜を作りたいということで、頑張ってやってもらえると思いますので、問題はないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、それでは、採決いたします。第１項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第１項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第２項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約2kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに田、面積は、1,577㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は4,935㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●地区、●●●の、●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢により耕作が困難となり、農業後継者もいないことから、隣接農地を耕作しておられる譲受人の●●●さんへ売買により対象農地を譲渡する旨、打診されておられました。

この申し出を譲受人の●●●さんが受けられたことから、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は15年で、農作業従事日数は、250日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、柑橘等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、鋤や鍬、草刈機などをお持ちで、今後、必要に応じて作業機械を購入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 この件につきましては、7月7日、事務局3名と、●●●委員さんと、私の5名で現地を確認しております。内容につきましては、先ほど、事務局の説明があったとおりです。
申請地は、譲渡人が高齢であり、現在休耕田になっており、将来

耕作する農業後継者もいないことから、譲渡人の農地が隣接する地域にあり、申出により当該の農地を一括、畑地に転換し、農地の有効利用を高めるということです。特に問題はありませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約700mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は、2,374㎡です。●●●の通りのすぐ裏に位置しております。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんと●●●さん、ご夫婦それぞれで2分の1ずつの持分を共有なされています。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、県外在住で、農業後継者もいないことから、農地付きの住宅物件として萩市の空き家バンクに登録しておられたものでございます。この物件を譲受人である●●●さんが、取得することとなりまして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢は●●●歳で農業経験年数はござい

ません。農作業従事日数は120日のご予定です。また、市内に弟さんがおられまして、弟さんが年齢●●●歳で、農業経験年数は1年、農作業従事日数は150日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心になりますが、露地野菜、果樹等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在保有農機具がないため、鋤や鍬、草刈機など営農に必要な作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 詳細については、先ほど事務局から説明がありましたとおりです。本件は、空き家付き農地というかたちになっていまして、現在の所有者は10年前に相続され、その後大手不動産会社等に依頼し売却等を検討されておりましたが、結局売却に至らず、今回の申出に至ったという経緯であります。年齢的に、●●●歳、●●●歳ということで、農業をやれるのかと思いますけれども、個人的には面積があまりにも広いというところがありまして、なかなか大変じゃなからうかと思いますが、ご本人たちがやるということをおっしゃっておられますし、家も前が道路に接面していますけれども、その道路に雑草がかなり生えて、いわゆる私たちが何度か刈り取るというようなこともありましたので、そういうようなことを考えると、私たちにしてみれば大変ありがたいことかなと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約600mと900mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか3筆で、地目は登記が田、現況が畑の筆が2筆と、登記・現況ともに畑が2筆あり、4筆の合計面積は2,777㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は2,625㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは通作に距離があり、農業後継者もいないため、知人である譲受人の●●●さんに売買により譲渡する旨の打診をされておられました。

譲受人の●●●さんは、この申出を受けられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳、農業経験年数は5年、農作業従事日数は110日、お母さまが年齢●●●歳で、農業経験年数は20年、農業従事日数は250日、お姉さまが年齢●●●歳で農業経験年数は3年、農業従事日数は110日となっております。

営農計画ですが、申請地においてサツマイモやジャガイモといった露地野菜の栽培を行われるご予定と伺っております。

農機具の保有状況ですが、耕運機や草刈機、軽トラックなど営農に必要な作業用機械をお持ちでございます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、7月2日、●●●委員さん、私と、事務局3名で現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。写真のとおり、畑の方は、たいへん藪が生えており、すぐに耕作は難しいと思われますが、ご姉弟で野菜等を作られると聞いておりますので、順次やっていかれると思います。家も近くにありますし、農地管理をされると思いますので心配はないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第33号第1項について説明いたします。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

7月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ1.4kmの県道沿いに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない、県道・宅地・山林に囲まれた地域にある小集団農地3.6haで第2種農地です。該当条文はありません。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも田、面積は2,257

m²のうち1, 372.06m²です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

権利区分は、賃借権の設定となります。

場所は、令和7年2月総会で●●●さんが資材置場で一時転用されていた場所で、また今年の5月総会で●●●さんが資材置場として転用されました農地の隣になります。

(写真の説明 4枚)

転用目的ですが、萩市上下水道局発注の「●●●地区基幹管路布設工事」を受注したことに伴い、請負業者である●●●さんが、資材置場として利用するため、原状回復期間を含め令和9年4月30日まで一時転用するものです。

なお、事業完了後は、農地として原状回復する旨の誓約書が添付されており適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は宅地と●●●さん所有の山林と畑、東側は貸付人の●●●さん所有の畑、●●●さん所有の田、南側は●●●さん所有の水田埋立て畑地造成届出済みの畑がありますが、一時転用であり、法面部分は使用しないため特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、申請地にこのようにユンボ2台、ダンプトラック4台、4tユニック1台、碎石(ダスト)88m³、碎石(RC-40)11.4m³、碎石(M-30)50m³、配水管9本と継手類一式、及び仮設プレハブハウス1棟と仮設トイレ(1.26m²)を設置され、奥の方は残土仮置き場として利用されます。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透、汚水(し尿)は汲み取りのため適当です。

被害防除計画ですが、表土を鋤取り、砂利敷きで整地するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

また、盛土・切土を行わないので、盛土規制法は該当しません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結

果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、7月7日、事務局3名と、●●●委員さん、私の5名で、賃借人の●●●の奥さんの立会いのもと、現地を確認いたしました。内容については、事務局の説明のとおりです。申請地は、賃借人が県道●●●線の水道工事を請負っているため現在の休耕田を利用して、重機、工事用資材等を置きたいことから、短期間の賃貸借を申請するものです。特に問題はありませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

同じく7月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ1.2kmの市道沿いに位置する、第一種住居地域内にあり、過去に農業公共投資の対象となっていない宅地に囲まれた地域にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記は田、現況は平成24年10月

に水田埋立て畑地造成届出済のため畑、面積は313㎡ほか1筆
合計面積は943㎡です。

転用者は、●●●の●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●
●●さんです。

場所ですが、●●●の●●●側の市道●●●線の交差点から、市
道●●●線を440m入ったところにある●●●の裏にある農地に
なります。

(写真の説明 2枚)

転用目的ですが、再生エネルギー電源開発、不動産売買・仲介業
を営む転用者が、申請地を買い受け、太陽光パネル144枚、パネ
ル設置面積383.06㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電施
設を設置し、中国電力の系統連系を利用して、小売電気事業者であ
る●●●に売電するものです。

所有者の●●●さんは、現在休耕中の農地を将来耕作する者がい
ないことから売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側に●●●さん所有の畑●●●と、●
●●さん外1名所有の登記は宅地、現況は畑●●●がありますが、
隣接農地承諾書も添付されており特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、太陽光パネルをこのように配置します。

約1.1m×約2.3mの太陽光パネル144枚を設置いたしま
す。

パネル角度10度でパネルの設置面積は383.06㎡、パワコ
ン（パワーコンディショナー）10台を設置し、発電出力は49.
5kwとなります。

なお、侵入防止のため、周囲をフェンスで囲まれます。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透及び隣接する東
側市道内の道路側溝に流れ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、現状のまま整地のみ行うもので、土砂の流
出等のおそれはなく適当です。

また、盛土・切土を行わないので、盛土規制法は該当しません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきましても、7月7日、事務局3名と、●●●委員さん、私の5名で、●●●行政書士事務所の方の立会いもと、現地を確認しております。内容につきましては、事務局より詳しい説明があったとおりです。申請地は、所有者が高齢であり、現在休耕中であり、将来耕作する見込みがないことから、●●●の●●●さんから申請地を購入したいと申入れがあったため、応じることとなり、売買により譲渡することとなりました。太陽光発電施設設置の建設について特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月6日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ630mの公衆用道路沿いに位置する、第一種中高層住居専用地域にあり、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団農地で農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況とも畑、面積は500㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

こちらが●●●で、土手沿いの市道●●●線から公衆用道路を400m入ったあたりです。

周囲は畑と転用によって開発された住宅地が混在した場所となっております。

なお、申請地は、令和4年11月に農地法第4条許可により転用された●●●さんが新設した道路の入り口のところの農地になります。

(写真の説明 1枚)

転用目的ですが、●●●さんは、現在市内で●●●という造園業を営まれています。規模拡大を考え、造園用の庭石置場や庭木等の栽培用地拡張を必要としている状況にあったため、自宅の隣にある申請地を譲り受け、資材置場・駐車場として整備するものです。

所有者の●●●さんも、高齢になってきて今後耕作ができなくなることと考えて、売却に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南・東・北側は公衆用道路、西側に●●●さん所有の畑●●●がありますが、隣接農地承諾書も添付されており特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、このように、従業員駐車場3台分、会社車両2台分、合計5台分の駐車場150㎡と庭木栽培用地250㎡、庭石置場100㎡を整備される計画です。

排水計画は、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、現状のまま利用するため、土砂の流出等の

おそれはなく適当です。

また、盛土・切土を行わないので、盛土規制法は該当しません。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 1 番 この件につきまして、7月6日に事務局3名と、●●●委員さん、●●●推進委員さんと私と、現地では●●●事務所の方の立会いのもと現地確認をいたしました。内容については事務局の説明のとおりです。●●●さんは、けっこう農地を持っておられますが、高齢のため今後が不安ということで、ちょうど造園業をしておられる●●●さんから購入の相談があって、それに応じられる決断をされたようです。現地に行きましたら、ほぼ整備された状況でございましたけれども、●●●さんの自宅も隣にあるということですので、このように整備されれば問題はないのかなと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第34号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第34号促進計画の説明をいたします。
農地中間管理事業による利用権設定について、農地中間管理事業

法第19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構からの計画案作成協力に基づいて市町が農用地利用促進計画（案）を作成し、農地中間管理機構へ提出することとなります。この作成された、農用地利用集積等促進計画（案）については、機構法第19条第3項により農業委員会の意見を聴取するものとあることから、計画（案）について意見を問うものです。

このたびの農用地利用集積等促進計画（案）ですが、「旧相對契約」にあたる一括方式により、7月31日付けの公告で新規契約を行うものを上程するものです。

それでは、内容についてご説明いたします。議案書6ページの利用権設定状況のとりまとめ表をご覧ください。

令和8年8月1日を契約始期として利用権設定されるものは、福栄地域において新規設定がございまして、総件数は2件、筆数が2筆、地目はすべて田で、面積の合計は4,258㎡になります。

次の7ページに促進計画の内容を記載しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第34号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第34号は原案のとおり承認いたします。

議長 議案第35号「非農地判断について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第35号、非農地判断について説明いたします。議案8ページと議案第35号（別紙）の一覧表をご覧ください。

農業委員会は、「農地法の運用について」に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされて

います。

今回、別紙の一覧表に記載がある土地は、令和7年度の利用状況調査、農地パトロール等により確認し、再生利用が困難な農地であり、農地法第2条第1項にいう「耕作の目的に供される土地」に該当しないと判断したものです。令和4年度から、タブレットの現地確認アプリで推進委員さんに写真を撮影してもらい、事務局がシステムで確認するという方法で実施しておりますが、令和7年度につきましても同じように、現地確認アプリを活用して非農地判断を行うこととして、確認した結果をまとめたものがこちらの一覧表になります。

それでは、議案第35号別紙の一覧表をご確認ください。地域ごとに通し番号を付し、集計しています。

各地域の合計ですが、別紙の7ページ、旧萩地域は165筆、176, 138. 17㎡、次に、8ページ、田万川地域は15筆、10, 254㎡、次に11ページ、むつみ地域は58筆、61, 724㎡、次に13ページ、旭地域は50筆、25, 519㎡、最後に15ページ、福栄地域は55筆、57, 609㎡で、川上地域、須佐地域は今回該当がありませんでした。

全体の合計は343筆、331, 244. 17㎡となり、平成30年度から今回までの非農地判断済み農地の累計は、全体で3, 502筆、約361haとなっています。

非農地判断を行った農地については、農地台帳の整理及び所有者への通知等を行ってまいります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第36号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。

事務局は説明をお願いします。

事務局 こちらの案件は、令和7年1月21日付けで、農地法第5条許可を行った、●●●での、現場事務所・駐車場の一時転用に係るものです。

転用者は、●●●の●●●さんで、変更の内容は、●●●配水池建設工事の工期が延長となったため、令和8年9月30日までの一時転用期間を令和10年1月20日まで延長するものです。

こちらは、3年以内の一時転用期間内での延長ということで基準を満たしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第36号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第36号は原案のとおり承認いたしました。

(報告事案-2)

議長 議案第37号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第37号農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。議案12ページとなります。

本日は、2件の合意解約が提出されておりますが、第1項と第2項は、農地中間管理事業の解約で、関連がありますので一括して説明いたします。

対象農地は、●●●で、第1項の賃貸人で農地所有者である●●●の●●●さんの農地を、やまぐち農林振興公社を介して新規就農者の●●●の●●●さんが賃貸借されていたものの合意解約になります。解約の理由は、農地条件が非常に悪く、面積が1町3段あるのですが、実際耕作できるのが3段程度しかできないということで、双方合意の上、合意解約に至ったと伺っております。解約後は、所

有者が保全管理をなされます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第37号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第38号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第38号第1項について説明いたします。議案は14ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

7月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ940mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は33㎡外1筆、合計面積は95㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、国道●●●号線から●●●という集団農地に繋がる公衆用道路を40m入ったところにある農地です。

(写真の説明1枚)

申立てによると、申請地2筆は、平成19年6月に相続したが、平成何年かは記憶にないが、相続する以前から駐車場として利用していたとのこと。

本調査によると、申請地2筆は、アスファルト舗装された駐車場として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

7月2日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ930mに位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,236㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、6月の総会で、●●●さんの農地法第5条申請地の隣で、隣接農地で現況は雑木が生い茂っていると説明いたしましたその農地です。

(写真の説明2枚)

申立てによると、申請地は、平成22年12月に相続したが、田を畑に転換して平成15年頃まで耕作していたが、現在耕作していないため、荒廃したビニールハウスがそのまま残され雑木が生えているとのことです。

本調査によると、申請地は、雑木が生い茂っており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

7月7日、●●●職務代理、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に640mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は287㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが、申請地で、●●●という地区で市道●●●線沿いにある●●●さんの家の近くにある農地です。

(写真の説明1枚)

申立てによると、申請地は、市道●●●線に接した農地であり、昭和62年12月に相続したが、相続する以前の20年以上前から耕作しておらず、市道通行に係る離合の際のバラス敷きの待避所として利用されており、農地としての体をなしていないとのことです。

本調査によると、申請地は、バラス敷きの市道の待避所として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告します。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第 38 号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。
午前 10 時 25 分 閉会